

障害のある人への手当制度をご存じですか

重度または中度の障害のある人に対して、次のような手当制度があります。

	対象者	支給月額	支給月
手当の種類	特別障害者手当 在宅で重度障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1の障害が重複している人など)があり、常時特別の介護を要する20歳以上の人	27,200円	5・8・11・2月
	障害児福祉手当 在宅で重度障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1など)があり、日常生活が著しく制限され介護を要する20歳未満の児童	14,790円	
	特別児童扶養手当 おおむね中度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している人	(1級)52,200円 (2級)34,770円 ※1級…重度障害児 2級…中度障害児	4・8・12月

- ・障害の内容や状態、所得状況などについて審査があります。
- ・支給は申請した月の翌月分からです。

問 障害福祉課 ☎(582)1168 ㊟(581)0203

援のため、助成券を交付します。
心身に障害のある人の生活支

助成券を交付します



4月2日(火)～8日(月)は 発達障害啓発週間

4月2日の世界自閉症啓発デーにあわせ、各地で自閉症などの発達障害の理解を広めるための啓発が行われます。

市発達支援センターでは、乳幼児期から就労期まで、発達の状態に応じて継続的な相談・支援を行っていますので、発達に関して悩みや困難さを感じている場合には、ご相談ください。

問 市発達支援センター

☎(582)1158

㊟(581)1628

福祉タクシー運賃助成券・ 家用自動車燃料費助成券

対 身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の人

助成額 500円券×2枚/月

他・家用自動車燃料費助成券は自動車税の減免を受けていることが条件

・交付はいずれかのみ、年度途中での変更不可

紙おむつ費用助成券

対 3歳～64歳の身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの人で、在宅で紙おむつを常時使用している人

※ほかの紙おむつ給付制度を受けている人は除く。

助成額 2,000円券×2枚/月

いずれも

持 各種障害者手帳、印鑑

申 4月1日(月)から左記または健康福祉政策課へ申請。

他・申請月～2020年3月分の助成券をまとめて交付します。

・助成券の利用は市指定の事業所に限ります。

問 障害福祉課

☎(582)1168

㊟(581)0203

人権尊重の まちづくり推進 協議会委員募集

任期 委嘱日～2021年3月31日

内 会議(年2回程度平日に実施予定)で人権施策の推進に關し意見を述べる

対 市内在住、在勤、在学中で2019年4月1日現在満18歳以上の人

※国・地方公共団体の議員、常勤の公務員および市が設置しているほかの審議会などの委員を除く。

定 2人

申 4月5日(金)までに応募書と人権尊重のまちづくりに關する意見(1,000字程度、様式自由)を記入し、郵送、メールまたは直接左記へ提出。応募書は各地区会館、左記に設置。または市ホームページからダウンロード。

他 報酬あり(5,000円/回)

問 〒524-8585

吉身二丁目5番22号

人権政策課

☎(582)1116

㊟(582)9441

✉ jinkenseisaku@city.moriyama.lg.jp